

平成27年度
札幌地域活性化総合特別区域通訳案内士
(札幌特区通訳案内士)
研修実施要領

目 次

1. 札幌地域活性化総合特別区域通訳案内士について	1
2. 資格要件	1
3. 申込み方法、受講料、研修スケジュール等	3
4. 口述試験について	5
5. 登録について	6
6. 問い合わせ先	6

1. 札幌地域活性化総合特別区域通訳案内士（札幌特区通訳案内士）について

(1) 制度概要

通訳案内士は、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をすることができる資格で、通訳案内士法では試験に合格することが必要とされています。この特例として、総合特別区域法で設けられたのが、地方公共団体が行う研修を受講することで資格を取得することができる地域活性化総合特別区域通訳案内士です。

札幌市では「札幌コンテンツ特区」が地域総合特別区域の指定を受けたことから、平成 25 年度から地域活性化総合特別区域通訳案内士制度を設けています。下記 2 に記載の資格要件を満たし、札幌市に登録することによって有償で外国語を用いて、観光地やロケ地など札幌市内全域で通訳案内を行うことができます。

(2) 名称

札幌地域活性化総合特別区域通訳案内士（札幌特区通訳案内士）と言い、札幌市に登録をした方が報酬を得て、通訳案内ができます。

(3) 地域

札幌市内全域（札幌市外では有償で通訳案内を行うことはできません）

2. 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす方は、札幌特区通訳案内士となる資格を有します。なお、資格を有する方は、「5. 登録について」に記載の手順により登録を行うことによって、札幌特区通訳案内士となります。（札幌市外にお住まいの方も下記要件を満たせば資格を有することができます。）

(1) 語学の条件について

対象言語は、英語、中国語、韓国語、マレー語、タイ語、ヒンディー語とします。

対象言語等	条件
英語	①TOEIC750 点以上、又は英検準 1 級以上の方* ②英検 2 級の方*で、本研修で実施する 2 日間（10 時間）の英会話研修を受講した方 ※ <u>上記 TOEIC の点数取得、または英検準 1 級以上、2 級の合格は、平成 27 年 1 月 1 日以降のものであることが条件となります。</u> <u>なお、平成 26 年 12 月 31 日以前に取得した方は、登録申請申込期限の平成 28 年 3 月 31 日までに再度上記 TOEIC の点数、または英検準 1 級以上を取得する必要があります。</u>
中国語、韓国語、マレー語、タイ語、ヒンディー語	各言語で上記英語の条件①に準じたスピーキングスキルを有する方 ・中国語検定 : 2 級相当の中国語会話能力 ・韓国語能力試験 : 5 級相当の韓国語会話能力 ・タイ語検定試験準 : 2 級相当のタイ語会話能力 ・インドネシア語検定 : C 級相当のインドネシア・マレー語会話能力
英語、中国語、韓国語、マレー語、タイ語、ヒンディー語のネイティブスピーカーの方	日本語能力試験一級相当の語学力の有る方が対象となります。

(2) 研修の修了

下記の研修を全て受講することが修了の条件となります。なお、研修はすべて日本語で実施します。

※注：それぞれの研修において遅刻や、途中退席等の場合には修了と見なされない場合があります。

研修科目	研修内容	時間		
コミュニケーション・ホスピタリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者に対するマナーに関する知識 ・おもてなし精神の涵養 ※以前に実施した研修を全て受講した方については、本研修を免除することができますので申し出てください。	2 時間		
札幌の地理・歴史、案内可能なロケ撮影地	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌の歴史や文化、自然環境や観光名所等に関する知識 ・ロケ地観光の対象地の特性 ・ロケ地観光案内に関するリスクマネジメント ※以前に実施した研修を全て受講した方については、本研修を免除することができますので申し出てください。	10 時間		
観光客特性	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の特性及び嗜好 ※以前に実施した研修を全て受講した方については、本研修を免除することができますので申し出てください。	2 時間		
旅程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国内旅程管理主任者資格の国内実務編 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>団体旅行のスムーズかつ確実な実施</td> </tr> <tr> <td>旅行者の満足度を高める方法</td> </tr> </table> ※以前に実施した研修を全て受講した方については、本研修を免除することができますので申し出てください。	団体旅行のスムーズかつ確実な実施	旅行者の満足度を高める方法	10 時間
団体旅行のスムーズかつ確実な実施				
旅行者の満足度を高める方法				
救急救命	<ul style="list-style-type: none"> ・AEDの取扱い ・応急手当の知識・技術 ※札幌市防災協会等が実施する「普通救命講習」を受講。 <u>なお、本研修の受講に関しては、受講者ご自身で直接お申込みいただきます。</u> ※平成 26 年 1 月 1 日以降に受講された方は、本研修は免除とします。また、医師法に規定する医師免許証、保健師助産師看護師法に規定する看護師免許証及び救急救命士法に規定する救急救命士免許証を有する方は、本研修を終了しているものとみなしますので申し出てください。	3 時間		
現場実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ロケ地観光の候補地に赴き、研修内容を実践 ※以前に実施した研修を全て受講した方については、本研修を免除することができますので申し出てください。	18 時間		
英語研修 ※英検2級取得者のみ対象	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客を円滑に案内できる語学力の習得 ※以前に実施した語学研修修了者であっても今年度に再度本研修を受講する必要があります。	10 時間		

(3) 口述試験の合格

研修修了者に対して、口述試験を実施します。この口述試験は、1人あたり1言語10分程度の面接形式とし、平成27年度に実施した研修の理解度を測る他、対象言語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力についても審査の対象とします。札幌特区通訳案内士となる資格を有するためには、この口述試験に合格する必要があります。(研修を修了しないと口述試験を受験することはできません。)

3. 申込み方法、受講料、研修スケジュール

(1) 研修受講の申込期間

平成27年8月3日(月)～8月24日(月) 平日9:00～17:00

(2) 募集人数

定員50人程度

応募者多数の場合は、抽選とします。

(3) 申込方法

別添の「札幌特区通訳案内士資格研修申込書」(新規申込者用)により、写真(縦3cm・横2.5cm、最近6ヶ月以内に撮影、無帽、上半身、正面、無帽)を貼付した上で、下記の場所まで、次の必要書類を添えて、電子メール、持参あるいは郵送願います。

※以前に実施した研修を全て受講した方は、「札幌特区通訳案内士資格研修申込書」(研修修了者用)に必要な事項をご記入ください。

申込期限：平成27年8月24日(月)当日必着。

<必要書類>

- ・運転免許証、旅券(パスポート)、各種健康保険証等、本人が確認できる資料の写し(外国人の方は在留カードの写し)
- ・TOEICの公式認定書若しくは英検の合格証書の写し(英語を選択した方のみ)
- ・普通救命講習終了証書の写し(平成26年1月1日以降に普通救命講習を受講済みの方のみ)

【郵送、電子メールまたは持参での申込】

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 札幌映像機構

住所 : 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1
インタークロス・クリエイティブ・センター2F H

TEL : 011-817-5711

FAX : 011-817-5722

E-mail : info@screensapporo.jp

受付時間 : 平日9:00-17:00 (土・日曜日は受付しません)

アクセス : 地下鉄東西線・東札幌駅から徒歩9分

(4) 受講料

・20,000 円（教材費、試験受講料込み）

（英会話研修を受講する方は 25,000 円）

※以前に実施した研修を全て受講した方のうち、今年度のすべての研修の受講免除を希望される方は、受講料をいたしません。ただし、1 つの科目でも受講を希望される場合は、受講料 20,000 円をご負担いただきます。なお、英会話研修のみを受講される方については、受講料を 5,000 円とします。

※納付方法は申し込み受付後、別途ご案内いたします。

研修会場までの交通費、昼食費等は自己負担となります。

(5) 研修スケジュール

研修期間：平成 27 年 9 月 4 日（金）～平成 27 年 11 月 21 日（土）

研修科目	研修日	研修会場
ガイダンス	平成 27 年 9 月 4 日（金） 18:45～19:00	札幌市産業振興センター 技能訓練棟 「セミナールーム 1」
観光客特性	平成 27 年 9 月 12 日（土） 10:00～12:10	
札幌の地理・歴史、案内可能なロケ撮影地	平成 27 年 9 月 4 日（金） 19:00～21:05	
	平成 27 年 9 月 12 日（土） 13:00～16:20	
	平成 27 年 10 月 17 日（土） 14:10～16:20	
	平成 27 年 11 月 7 日（土） 10:15～12:20 13:10～14:10	
コミュニケーション・ホスピタリティ	平成 27 年 11 月 7 日（土） 14:20～16:30	
旅程管理	平成 27 年 10 月 17 日（土） 10:00～12:10 13:00～14:00	
	平成 27 年 11 月 14 日（土） 10:00～12:10 13:00～16:20	
	平成 27 年 11 月 21 日（土） 10:00～12:10	
	平成 27 年 9 月 19 日（土） 9:00～18:30	
現場実習	平成 27 年 10 月 24 日（土） 9:00～18:30	札幌市内各施設
	英語研修 ※英検 2 級所持者のみ	平成 27 年 10 月 3 日（土） 10:00～12:10 13:10～16:30 平成 27 年 10 月 4 日（日） 10:00～12:10 13:10～16:30

※注1：札幌市産業振興センター・技能訓練棟「セミナールーム1」（会場は研修当日1階掲示板でご確認願います。）住所：札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 電話：011-820-3033

※注2：日程および会場は都合により変更することがあります。

(6) その他・参考

・英検日程

第2回検定 受付期間：8月3日～9月17日（書店は9月15日締切）

一次試験：10月11日（日） 二次試験：11月8日（日）

第3回検定 受付期間：12月1日～12月22日（書店は12月18日締切）

一次試験：2016年1月24日（日） 二次試験：2016年2月21日（日）

・TOEIC 日程

第203回 申込期間：6月26日（金）～8月4日（火）15:00 締切（インターネット申込）

試験日：9月13日（日）／結果発表：10月13日（火）

第204回 申込期間：8月14日（金）～9月10日（木）15:00 締切（インターネット申込）

試験日：10月25日（日）／結果発表：11月24日（火）

第205回 申込期間：9月18日（金）～10月6日（火）15:00 締切（インターネット申込）

試験日：11月15日（日）／結果発表：12月15日（火）

第206回 申込期間：10月16日（金）～11月4日（水）15:00 締切（インターネット申込）

試験日：12月13日（日）／結果発表：2016年1月12日（火）

第207回 申込期間：11月13日（金）～12月11日（金）15:00 締切（インターネット申込）

試験日：2016年1月31日（日）／結果発表：2016年3月1日（火）

※詳しくは、主催者等に確認のうえ、受講願います。

4. 口述試験について

(1) 実施期間

平成27年12月5日（土）及び12月6日（日）

(2) 実施方法

- ・口述試験は「2. 資格要件(1)～(2)」を満たした方のみ受験ができます。
- ・研修修了者に別途配布する「札幌特区通訳案内士口述試験受験申込書」に必要事項を記入し、お申込みいただきます。

(3) 試験受験料

受験料は研修受講料に含まれます。ただし口述試験会場までの交通費・駐車料金等は自己負担となります。なお、昨年度に実施した研修を全て受講した方のうち、今年度のすべての研修受講を免除された方は、受験料として3,000円をご負担いただきます。

※納付方法は申し込み受付後、別途ご案内いたします。

(4) 口述試験の内容

研修修了者に対して、口述試験を実施します。この口述試験は、1人あたり1言語につき10分程度の面接形式とし、平成27年度に実施した研修の理解度を測る他、対象言語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力についても審査の対象とします。

(5) 口述試験の日時及び試験会場

- ・ 日時は、受験者には別途受験時刻（集合時刻）を連絡します。
- ・ 口述試験の会場は次のとおりです。

札幌市産業振興センター

住所：札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

TEL：011-211-3670 / FAX：011-211-3673

(6) 合格発表

札幌映像機構のホームページ(www.screensapporo.jp)にて合格者の受験番号を掲示し、後日郵送で通知します。

5. 登録について

口述試験に合格した方は、札幌市に申請して登録を受けることにより、有償で札幌市内全域を通訳案内ができます。口述試験に合格しても登録を受けない場合には、札幌特区通訳案内士となりませんので、ご注意ください。

※登録申請期限：平成28年3月31日（木）／17時15分

登録の際は、登録申請書の他に健康診断書等が必要となりますが、詳細は口述試験に合格された方に別途ご案内いたします。

登録を受けた方は、有償で通訳案内士活動ができることとなりますが、札幌市が案内士業務の斡旋を行うものではありません。

6. 問い合わせ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 札幌映像機構

住所：〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1
インタークロス・クリエイティブ・センター2F H

TEL：011-817-5711

FAX：011-817-5722

E-mail：info@screensapporo.jp

HP：www.screensapporo.jp

受付時間：平日9:00-17:00（土・日曜日は受付しません）

アクセス：地下鉄東西線・東札幌駅から徒歩9分